

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和2年11月20日午後1時30分から令和2年第12回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	及川靖
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	及川靖
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和2年第12回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には7番高橋正則委員、8番松本隆委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑が無いようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。

議 長 ここで、番号2番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
これより、番号2番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
番号2番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、当案件は許可することに決定しました。
5番 高橋重貴委員の入席を許します。
5番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、議案第1号のそのほかの案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。

第14番委員 14番 小嶋です。番号1番の案件について、譲受人は東京都の住所
事務局 になっていますが、どのように耕作されるのでしょうか。
譲受人の■■■■■さんは、■■■■■の経営者です。月に一度は東京と金ヶ崎を行き来しているようです。実際には、町内で働いている従業員が管理しますが、譲受人名義は経営者の■■■■■さんとなっております。譲渡人の■■■■■は長年活動しておらず、今回清算をして解散されるということです。

第6番委員 6番 名和です。約24,000㎡の畑に対し、売買金額が約8,000円と
事務局 なっていますが、正しいのでしょうか。
事務局でも金額は確認しましたが、譲渡人の■■■■■から提示した金額ということで、誤りではありません。

議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
事務局 に対する意見についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番と2番の案件について、2番高橋義隆委員より報告願います。

第2番委員 2番 高橋です。番号1番及び2番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月17日午後、南方地区の佐藤浩幸委員と山路和弘委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地 33 区画を造成するため、農地所有者の[]さんと[]さんから田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。現地は、北側と南側は水路と隣接しておりますが、側溝工事を行い、水路機能を維持する計画となっております。また、東側は田と隣接しておりますが、田との境界は、法面保護工事を行い、土砂等の流出を防ぐ計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

番号 3 番の案件について、15 番山路和弘委員より報告願います。

15 番 山路です。番号 3 番の案件について、現地調査の報告をいたします。11 月 17 日午後に、南方地区の佐藤浩幸委員と高橋義隆委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が宅地分譲地 3 区画を造成するため、農地所有者の[]さんから、田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。現地は、北側と南側は水路と隣接しておりますが、北側には側溝、南側には擁壁を設置し、水路機能を維持する計画となっております。また、西側は田と隣接しておりますが、田との境界には、法面保護工事を行い、土砂等の流出を防ぐ計画であり、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

番号 4 番から 10 番の案件について、13 番及川宏和委員より報告願います。

13 番 及川です。番号 4 番から 10 番の案件について、現地調査の報告をいたします。11 月 16 日午前、街地区の高橋重貴委員と田口敏委員と三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である[]が[]を活用し、事業者向けの倉庫・事業所等を建築し販売するため、農地所有者の[]さん他 6 名の方々から、北側に隣接する田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は北側が県道、東側が J R 東北本線、南側が宅地、西側が国道及び宅地に囲まれた場所にあり、小集団の生産性の低い農地と判断されます。

一般基準についてですが、事業費については、関連会社からの借入により実施することを確認しております。現地は、長年不耕作であり、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は発生しないも

議 長
第 1 5 番 委 員

議 長
第 1 3 番 委 員

のと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 7 委 員 7 番 高橋です。番号 4 番から 10 番の案件について、施設等は倉庫・事務所となっていますが、具体的な内容が分かれば教えてください。

事 務 局 該当案件は、田を転用し、倉庫・事務所等を建築し販売する計画です。想定されるのは、譲受人の親会社である [] は土木建築の会社で、大きな倉庫や事務所を建築して販売するものです。農地以外の部分は、倉庫・事務所用地分譲地の造成、販売となっております。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論無しと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 3 号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

第 9 番 委 員 番号 1 番の案件について、9 番菊地重治委員より報告願います。

9 番 菊地です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。11 月 16 日午後、西部地区の高橋正則委員、宮舘晃委員、名和和弘委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、[] さん所有の畑ですが、現況は自宅の庭、農機具置場、作業場の敷地として使用されているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、昭和 40 年頃に作業場を建てた後、昭和 48 年に住宅を建替え、その時期に庭を作り、平成 10 年頃には、農機具置場を建て、現在まで使用しているものです。

今回、農地を売却するため調査していたところ、地目が畑であることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請通り、長年にわたり宅地として利用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長 番号 2 番の案件について、16 番高橋新一委員より報告願います。

第 1 6 番 委 員

16 番 高橋です。番号 2 番の案件について、現地調査の報告をいたします。11 月 17 日午前に、永岡地区の小嶋教三委員、小野まり子委員、松本隆委員、事務局の及川係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、■■■■さん所有の田と畑ですが、現況は居宅、作業場、物置の敷地として使用されているものです。

今回の申請に至った経緯ですが、■■■■さんが生まれる前年の昭和 5 年に居宅が建築され、その後、昭和 55 年頃までの間に作業場、物置、居宅を増築し、現在まで使用しているものです。

今回、お孫さんが住宅を新築することになり調査していたところ、田と畑を地目変更せずに建物の敷地として使用していることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請通り、長年にわたり宅地として利用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。

なお、申請人からは今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。

議 長 日程第 9、議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号 7 番の案件について、5 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

これより、利用権設定番号 7 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

利用権設定番号 7 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5 番 高橋重貴委員の入席を許します。

5 番 高橋重貴委員、案件については、原案のとおり決定しまし

- 議 長 た。
- 議 長 続いて、利用権設定番号 21 番から 52 番及び 65 番の案件について、18 番及川和芳委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 これより、利用権設定番号 21 番から 52 番及び 65 番の案件について質疑に入ります。
- 議 長 質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号 21 番から 52 番及び 65 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。18 番 及川和芳委員の入席を許します。
- 議 長 18 番 及川和芳委員、案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 それでは、議案第 4 号のそのほかの案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。令和 2 年第 12 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 25 分